

静岡県交通基盤部建設工事競争入札（設計内訳公開タイプ）試行要領

（目的）

第1条 この要領は、入札・契約手続における透明性、公平性等のさらなる確保を図るため、静岡県交通基盤部が試行する競争入札（設計内訳公開タイプ）の入札に関し、必要な事項を定める。

（試行方法）

第2条 この入札の試行は、次の方法により行うものとする。

(1) 対象発注機関

交通基盤部各出先機関

(2) 試行期間

当面の間、継続的に試行を行う。

ただし、試行において問題が発生した場合は、発注機関と建設業課で協議の上、試行を中止する場合がある。

(3) 試行対象工事

積算が複雑な案件、過去に質問が多かった案件と近似の案件、低入札調査基準（最低制限）価格付近の応札が多くなる傾向の工種の案件等、執行機関が選定した案件を試行対象とする。

ただし、建築一式工事については、試行対象外とする。

(4) 試行件数

本入札の試行件数は、土木事務所においては20件以上、港湾事務所においては5件以上とする。

ただし、試行に適した案件がない場合はこの限りでない。

（工事費設計積算内訳等の公開）

第3条 執行機関の長は、工事費設計積算内訳書等を以下により公開するものとする。

(1) 公開することができる場合

（別表）設計内訳等公開区分一覧表の区分による。

(2) 公開の内容

ア 予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格（設定している場合）（参考様式1）

イ 工事費設計積算内訳書（公表用設計書）

(3) 公開時期

開札後速やかに公開（原則として開札日）

なお、制限付き一般競争入札（入札後審査型）における入札後の資料の確認や低入札調査の手続と並行して公開することも可能とする。

(4) 公開の方法

静岡県入札情報サービス（以下「PPI」という。）の「入札予定／公告」に

掲載する。

(工事費設計積算内訳の質問請求)

- 第4条 工事費設計積算内訳に対する質問書（設計内訳公開タイプ試行様式第1号）を受け付ける期間は、原則として、公開日の翌日から2日間（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）とし、その質問に対して、原則として、質問書を提出することができる最終日の翌日から3日以内（休日条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）に、回答書（設計内訳公開タイプ様式第2号）により回答するものとする。なお、質問書の提出は電子メール等の方法によるものとする。
- 2 質問書は、執行機関で受け付ける。
 - 3 質問は、当該入札に応札した者（失格者含む。）のみ行うことができる。
 - 4 質問内容は、設計金額、低入札調査基準価格又は最低制限価格（設定している場合）の算定に関する内容のみ受け付ける。
 - 5 質問に対する回答書は、P P I等の方法により公表する。

(入札の中止)

- 第5条 次に掲げる場合は入札を中止する。ただし、「入札事務取扱いについて」（平成27年3月27日付け建業第310号）等による軽微な誤謬等の場合はこの限りでない。
- (1) 前条の質問等により、設計金額の誤謬が判明し、誤謬を正すことにより落札候補者、失格者又は低入札調査対象者等が変更となる場合
 - (2) その他、設計内容や入札手続等に誤謬があり、入札執行に支障がある場合

(再度入札、不落随契)

- 第6条 工事費設計積算内訳の公開後は、再度入札、不落随契に移行することはできない。

(その他)

- 第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別表) 設計内訳等公開区分一覧表

応札者の区分			入札回数	設計内訳等公開・非公開の区分
予定価格超	予定価格以下～低入札調査基準価格（最低制限価格）以上	低入札調査基準価格（最低制限価格）未満		
	有		第1回	公開
			第2回	公開
有			第1回	非公開（2回目に移行）
			第2回	非公開 （不落随契に移行又は入札不調）
		有	第1回	公開※1
			第2回	公開※1
有	有		第1回	公開
			第2回	公開
	有	有	第1回	公開
			第2回	公開
有		有	第1回	<最低制限価格の場合>非公開（2回目に移行） <低入札調査基準価格の場合>公開
			第2回	公開※2
有	有	有	第1回	公開
			第2回	公開

※1 最低制限価格を設定している場合であって、最低制限価格未満の応札が、最低制限価格との乖離が著しい応札（桁誤り等）のみの場合は非公開とすることができる。

※2 ※1により非公開とする場合で、予定価格超の応札がある場合は、不落随契に移行することができる。

(参考様式1)

入札番号	
工事名	
予定価格 (税込)	
低入札価格調査基準価格 (税込)	
最低制限価格 (税込)	